

平成30年4月から 都道府県も運営者に

国保制度が変わります

これまで市町村が個別に運営してきた国民健康保険制度は、平成30年4月から都道府県も保険者に加わることになりました。今回は保険料や被保険者証に関する項目をはじめ、制度の変更点をお知らせします。

Q どうして変更？
見直しの背景は

A より安定した
制度実現のため

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者（市町村）が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」といった構造的な課題を抱えていました。

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国民健康保険は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることになりました。安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、都道府県が国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化が期待されています。

今後は都道府県内で統一的な国保運営方針が示され、市町村が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進していきます。

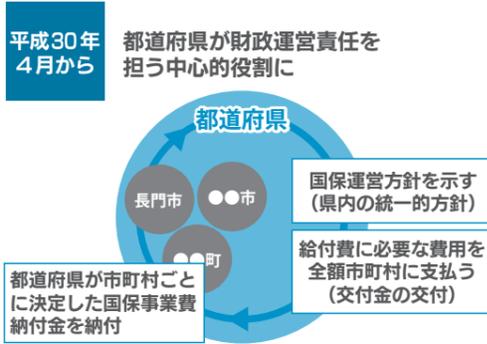
Q 市は何をするの？
市・県の役割は

A 届出窓口・保険料の納付方法は
変わりません

都道府県・市町村の役割は下表のとおりです。制度は変わりますが、今後も市の役割は変わらず、市民の身近な窓口としての業務を行います。

① 国保の加入・喪失など各種届出の受付
② 被保険者証・限度額認定証などの発行
③ 保険料の賦課・徴収
④ 高額療養費・葬祭費などの保険給付
⑤ 特定健診などの保健事業

区分	都道府県	市町村
役割	・財政運営の責任主体となる ・市町村ごとの事業費納付金を決定	・引き続き市民の窓口の役割を担う ・都道府県に事業費納付金を納付
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（被保険者証の発行）
保険料	市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、保険料の賦課・徴収
保険給付	給付に必要な費用を全額市町村に支払い	保険給付の決定、支給
保健事業	市町村に対して必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施



現在 市町村が個別に運営

平成30年4月から 都道府県が財政運営責任を担う中心的役割に

ここが
変わります！
4つのポイントをご紹介します

資格の単位が変わる！
国保資格が
都道府県単位に
なります

これまでは、国保の資格は市町村単位のため、転出された場合は国保の資格を喪失していましたが、平成30年4月からは、同一都道府県内への住所異動であれば国保の資格はそのまま引き継がれます。

ただし、同一都道府県内への住所異動であっても、被保険者証は使えなくなり、転出先市町村の窓口で手続きを行い、新しい被保険者証の発行をしてもらう必要があります。



被保険者証が変わる！
色や更新時期が
統一されます

被保険者証は下記のとおり表記が変わるほか、様式の標準化が図られ、色彩・更新時期を統一し、高齢受給者証（70歳以上の被保険者の窓口での負担割合を記載）と一体化されます。

また更新も、これまでは毎年3月末を有効期限として1年ごとに更新していましたが、今回は平成31年7月末を有効期限として交付します。平成31年8月以降は高齢受給者証と一体化し、毎年7月末を有効期限として1年ごとに更新します。

なお、被保険者証はこれまでどおり市が発行し、新しい被保険者証は3月中旬に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。

被保険者証の変更点

区分	現行	新	変更時期
色彩	一般：桃色 退職：緑色	一般も退職も色を統一し、3年周期で色を変更 ・平成30年度：緑色 ・平成31年度：オレンジ色 ・平成32年度：紫色 ※以降繰り返し ※後期高齢者医療と同系色	平成30年4月
更新時期(有効期限)	3月末	7月末	平成30年4月
高齢受給者証	被保険者証とは別に交付	被保険者証と一体化して交付	平成31年8月

※被保険者証以外の様式は次の一斉更新（平成30年7月末）までそのまま使用できます

- ・高齢受給者証
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

多数回該当が
変わる！
都道府県単位で
通算されます

医療機関で支払われた医療費が、それぞれの所得に応じて決められた自己負担限度額を超えたとき、その超えた分は高額療養費として支給されていますが、この高額療養費が過去1年間のうち4回以上該当した場合は、さらに自己負担限度額が引き下げられます（これを「多数回該当」といいます）。

これまで多数回該当者は、市町村をまたいで住所異動した場合

合、国保資格を喪失するため高額療養費の該当回数は通算されませんでした。平成30年4月からは、同一都道府県内での住所異動であれば資格は引き継がれますので、世帯の継続性が認められた場合、高額療養費の多数回該当は通算され、負担が軽減されます。

保険料が変わる！
保険料の決め方が
変わります

これまでは、市町村ごとに医療費を推計して保険料を決定していましたが、平成30年度からは都道府県ごとに医療費を推計し、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して「国民健康保険事業費納付金」の額と「標準保険料率」を示し、これを参考に市町村は保険料を決定するようになります。

本市の平成30年度の保険料は、決定次第お知らせします。

■ 本特集の問い合わせ
保険課賦課管理係

Tel 23-1130